

地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること

(施策番号 I - 10 - 1)

添付資料

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正

(平成24年7月31日厚生労働省告示第464号) の概要

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

地域保健対策の推進に当たって、地域のソーシャルキャピタル(信頼、社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)を活用し、住民による自助及び共助への支援を推進すること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

4 地域における健康危機管理体制の確保

○都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整、保健活動への支援等の体制を構築すること。

○国は、広域的な災害保健活動に資する人材育成支援や保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整できる仕組みの構築を行うこと。

5 学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正

(平成24年7月31日厚生労働省告示第464号) の概要

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要であること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

地方衛生研究所を設置する自治体は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や食品衛生監視員等の資質向上等を通じた保健所機能の強化に努めるとともに、生活衛生同業組合等の関係団体に対する指導・助言に努め、営業者の自主的な衛生管理等を通じた食品安全・生活衛生等の施策の推進を図ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。また、地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

記の3(抜粋)

保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に明確に位置付け、保健師を配置するよう努めること。

記の4(抜粋)

都道府県及び市町村は、保健師が新たな健康課題や多様化、高度化する住民のニーズに的確に対応するとともに、効果的な保健活動を展開するために、常に資質の向上を図る必要があることから、保健師の現任教育(研修(執務を通じての研修を含む。))、自己啓発の奨励、人材育成の観点から計画的な人事異動その他の手段による教育をいう。)については、各地方公共団体において策定した人材育成指針により、体系的に実施すること。

通知別紙 地域における保健師の保健活動に関する指針

第二

1 都道府県保健所等

(5) 研修(執務を通じての研修を含む。)

市町村及び保健、医療、福祉、介護等に従事する者に対する研修を所属内の他の職員等と協働して企画及び実施すること。

4 都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁

(1) 保健活動の総合調整及び支援を行うこと(抜粋)

保健師の保健活動の総合調整等を担う部署に配置された保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うこと。

(2) 保健師の計画的な人材確保を行い、資質の向上を図ること。(抜粋)

イ 地方公共団体の人材育成指針に基づき、職場内研修、職場外研修、人材育成の観点から異なる部門への人事異動、都道府県と市町村(保健所設置市、特別区を含む。)間等の人事交流及び自己啓発を盛り込んだ保健師の現任教育体系を構築し、研修等を企画及び実施すること。

保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ(平成28年3月) ～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～ 主なポイント

- 地域保健対策の主要な担い手である自治体保健師の能力養成は、保健福祉施策の推進において重要であり、各自治体では体系的な人材育成を図ることが必要である。
 - 本検討会では、自治体における研修体制構築の推進策等に係る議論を行い、その成果をとりまとめた。
- 各保健師の能力の獲得状況を的確に把握するため、各自治体で能力の成長過程を段階別に整理したキャリアラダーの策定が必要 ⇒「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」を提示
 - 個々の保健師の業務経験や研修受講履歴等を記録する共通の様式を用いて、個別性に着目した人材育成を推進 ⇒「人材育成支援シート」の活用方法と記載事項例を提示
 - 個別性に着目した人材育成により、産休・育休等により長期間職場を離れた保健師のキャリア継続を支援
 - 統括保健師の育成のため、ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた早期からの計画的な人材育成が必要 ⇒統括保健師に求められる能力を提示
 - 自治体内の人材育成関係各部署が連携して保健師のキャリアパスを作成するプロセス等を通して、体系的な人材育成体制構築を推進
 - 都道府県による市町村支援や教育機関等との連携を推進し、全国自治体保健師の人材育成の取組を推進
 - 国は、本最終とりまとめに示された推進方策を関係機関と連携して周知等に取り組み、国立保健医療科学院は、研修を受講した都道府県等の保健師が当該地域の保健師の育成に寄与するといった波及果を生むよう研修の質向上に努める



個々の保健師の目標や能力の獲得状況、ライフステージ等の多様性に応じた、効果的な人材育成体制構築と人材育成を一層推進

保健衛生施設等施設・設備整備費対象一覧（令和2年度）

地域住民の健康増進及び疾病の予防・治療等公衆衛生の向上に寄与するため、地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の整備費について補助を行うものである。

施設整備費	設備整備費
<p>予算案 5,147百万円</p>	<p>予算案 3,485百万円</p>
<p>原爆医療施設 原爆被爆者保健福祉施設</p> <p>放射線影響研究所 農村検診センター</p> <p>小児がん拠点病院 エイズ治療拠点病院 HIV検査・相談室</p> <p>難病相談支援センター</p> <p>感染症指定医療機関 感染症外来協力医療機関 結核患者収容モデル病室 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 新型インフルエンザ等患者入院医療機関</p>	<p>原爆医療施設 原爆被爆者保健福祉施設 原爆被爆者健康管理施設</p> <p>地方中核がん診療施設等 マンモグラフィ検診実施機関</p> <p>エイズ治療拠点病院 HIV検査・相談室 難病医療拠点・協力病院</p> <p>眼球あっせん機関 臍帯血バンク 組織バンク 末梢血幹細胞採取施設 感染症指定医療機関 感染症外来協力医療機関</p> <p>結核研究所</p> <p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関 感染症検査機関 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関 喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関</p>
<p>医薬分業推進支援センター 食肉衛生検査所</p>	<p>医薬分業推進支援センター 食肉衛生検査所 と畜場 市場衛生検査所</p>
<p>精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設</p> <p>精神科救急医療センター</p>	<p>精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急車 精神科救急情報センター</p>
<p>保健所（防災・減災、国土強靱化のための緊急対策）</p>	

保健所業務の現状

○保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関

○また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

＜感染症等対策＞

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
健康診断、患者発生の報告等
定期外健康診断、訪問指導、管理検診 等

＜エイズ・難病対策＞

エイズ個別カウンセリング
(無料匿名検査を含む)事業
エイズ相談・教育事業等
難病医療相談 等

＜精神保健対策＞

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
(障害者基本法)
医療・保健・福祉相談、等

＜その他＞

(母子保健法)
(健康増進法)
広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業 等

《対物保健分野》

＜食品衛生関係＞

(食品衛生法)
営業の許可、営業施設等の監視、指導等

＜生活衛生関係＞

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法など)
営業の許可、届出、立入検査 等

保健所運営協議会
保健所長(医師)

- ・専門的・技術的業務の推進
- ・健康危機管理
- ・市町村への技術的援助・助言
- ・市町村相互間の調整
- ・地域保健医療計画の作成・推進
- ・企画調整
- ・調査・研究

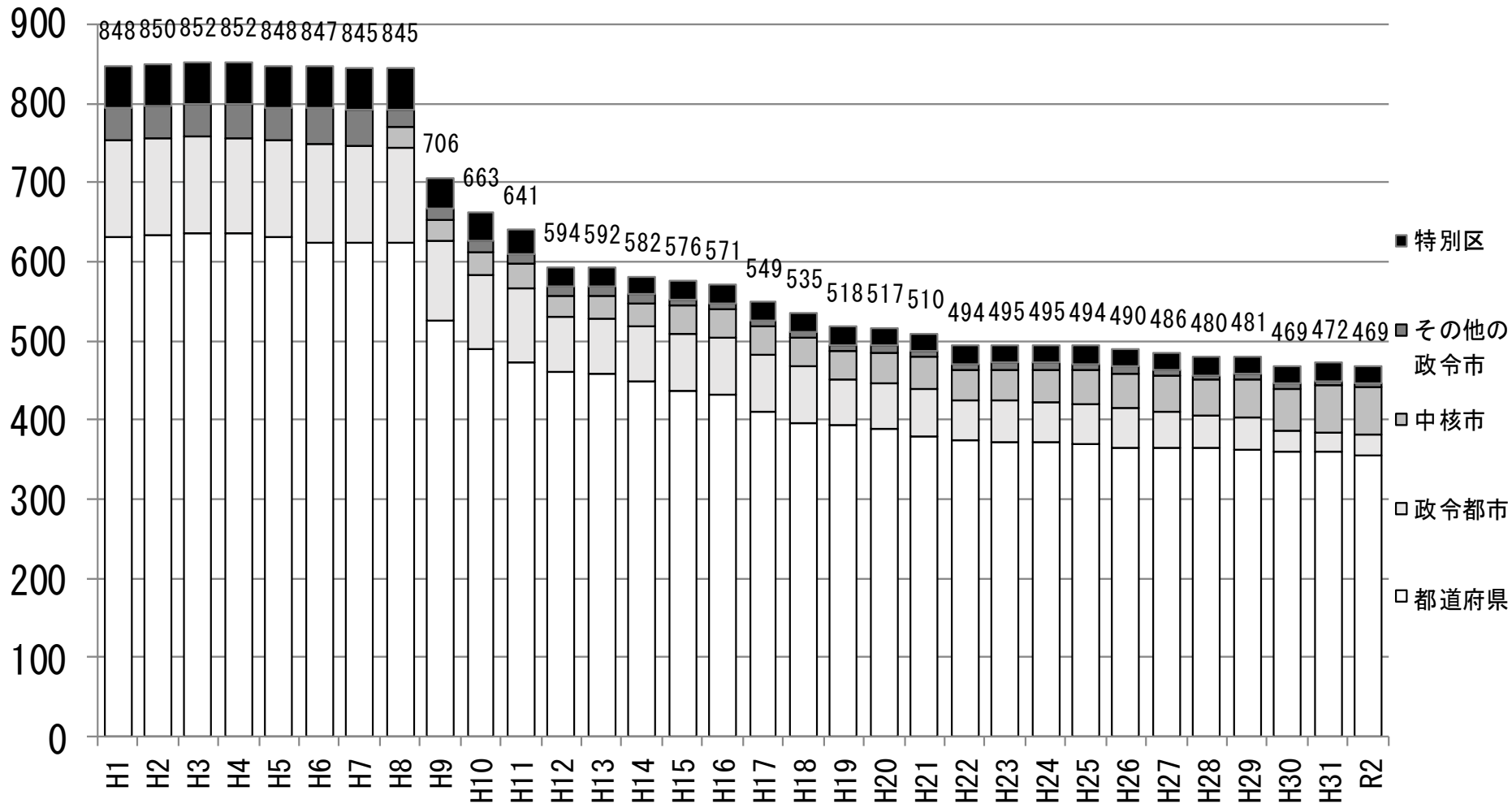
医師	臨床検査技師	医療社会事業員
歯科医師	管理栄養士	精神保健福祉相談員
薬剤師	栄養士	食品衛生監視員
獣医師	歯科衛生士	環境衛生監視員
保健師	理学療法士	と畜検査員 等
診療放射線技師	作業療法士	

＜医療監視等関係＞

(医療法、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)
病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査 等

なお、指定市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

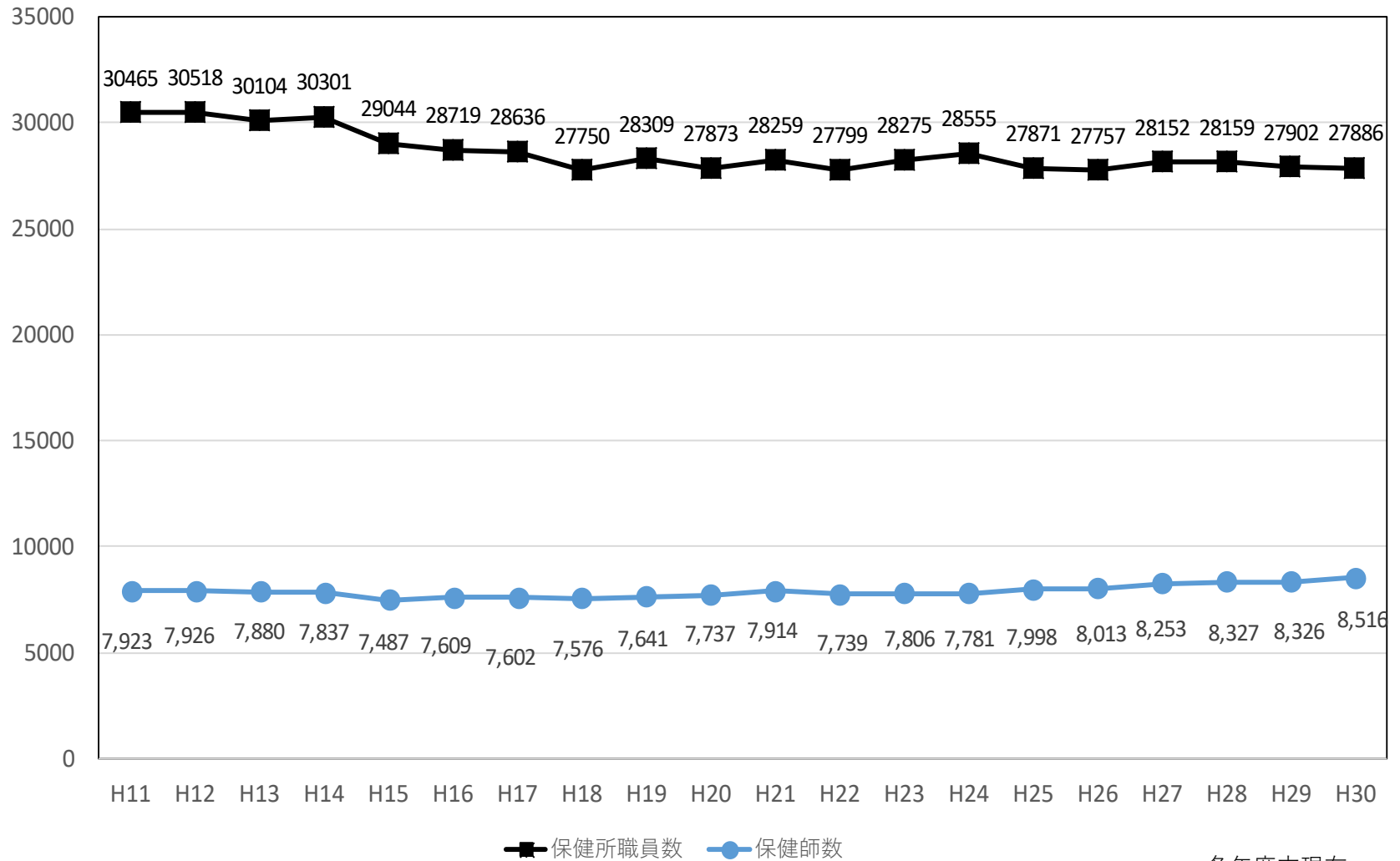
保健所数



※令和2年4月1日現在は469か所

健康局健康課地域保健室調べ：各年度4月1日現在

保健所職員数の推移



出典：地域保健・健康増進事業報告

保健所の即応体制の整備に関するフォローアップ（概要）

- 新型コロナウイルス感染症に係る保健所の体制整備については、6月19日に都道府県に対して事務連絡を発出。
- 感染ピーク時における検査実施件数、相談件数等の最大需要を想定した上で、7月末までに、業務の外部委託等により、保健所の業務負担を軽減し、技術系職員が専門性の高い業務に専念できる即応体制を構築・保持するよう要請。

結果概要

- 保健所における新型コロナウイルス感染症に係る業務(※)について、想定した最大需要に対応できるよう、本庁からの応援、業務の外部委託、ICTツール(HER-SYS等)の活用等を含めた対応が行われている。

(※)①マネジメント・情報管理

①相談対応／受診調整の業務

②検査実施の業務

③入院調整等の業務

④積極的疫学調査の業務

⑤健康観察等の業務

- コールセンターの設置等により外部委託のしやすい「相談対応／受診調整の業務」については、「最大需要想定に基づく必要人員」に対する「保健所配置予定人員」の割合が約80%となっている。

一方、特に専門性の高い「積極的疫学調査の業務」については、「最大需要想定に基づく必要人員」に対する「保健所配置予定人員」の割合が約95%となっており、業務に必要な専門性等を踏まえたメリハリのある配置がなされている。

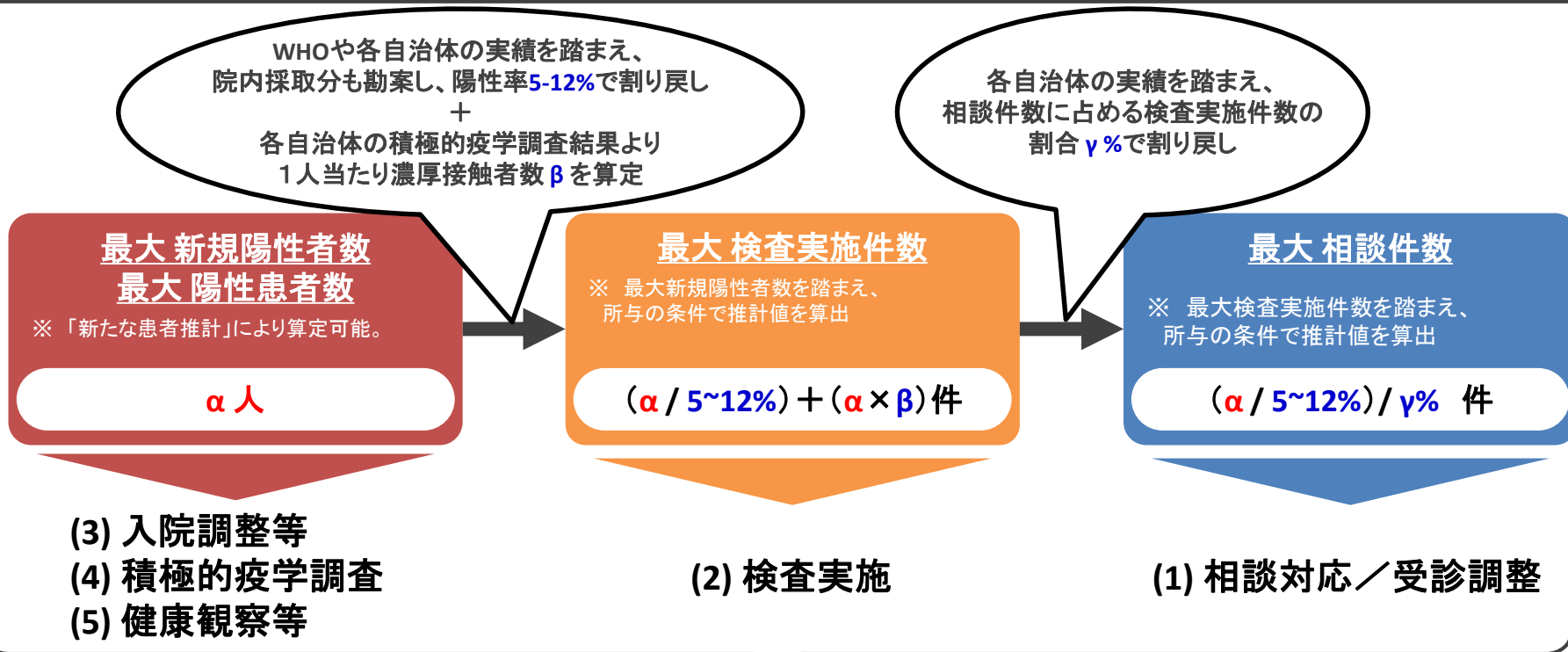
今後の取組

- 都道府県に対しては、現下の感染状況等も踏まえ、保健所の即応体制の保持と、必要に応じて、一層の増強を要請。
- また、保健所支援要員に関する都道府県への情報提供や、保健所の更なる支援方策の検討を進めていく。

保健所即応体制整備指針・最大需要想定に基づき関連業務ごとの必要人員数を算定

- 今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据えて、最大需要想定(新規陽性患者数、検査実施数、相談件数など)のシミュレーションを行った上で、これまで指摘された課題も踏まえた保健所機能強化のための体制整備が求められている。
- 「新たな患者推計」によって得られた「最大 新規陽性者数」を活用し、「最大 検査実施件数」や「最大 相談件数」などを算定。
- それを踏まえ、保健所業務に必要な人員数(技術系人材、事務系人材)を、
(0) マネジメント・情報管理、(1) 相談対応／受診調整、(2) 検査実施、(3) 入院・宿泊療養・自宅療養の調整、(4) 積極的疫学調査、(5) 健康観察等、(6) その他事務 の主な業務ごとに算定。

最大需要の考え方



(0) マネジメント・情報管理、(6) その他事務

保健所における業務及び対応策のチェックリスト（全体）

(0) マネジメント・情報整理

業務内容の例	対応策の例
<ul style="list-style-type: none"> 体制整備・関係機関との調整(技:○人、事:○人) 感染関連情報の管理・入力(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁から管内保健所設置市・特別区へのリエゾン派遣等の体制整備 情報の報告体制の整備

(1) 相談対応／受診調整

<ul style="list-style-type: none"> コールセンター／帰国者・接触者相談センターの対応(技:○人、事:○人) 帰国者・接触者外来への受診調整(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> 医師会等への外部委託 ※ 土日夜間の体制が脆弱な可能性あり(特に整備が必要) 対応マニュアル等の整備と人材育成等を通じた人員確保
---	---

(2) 検査実施

<ul style="list-style-type: none"> 行政検査の実施(技:○人、事:○人) 検体搬送(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や医師会等への外部委託 運送事業者等への外部委託
---	---

(3) 入院調整等

<ul style="list-style-type: none"> 入院・宿泊療養・自宅療養の調整(技:○人、事:○人) 患者移送(技:○人、事:○人) 入院勧告・就業制限等の事務(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> 医師会等への外部委託 研修済の事務職員での代替 移送事業者等への外部委託
---	--

(4) 積極的疫学調査

<ul style="list-style-type: none"> 積極的疫学調査(技:○人、事:○人) 濃厚接触者、感染が疑われる者への検査(技:○人、事:○人) 医療機関や福祉施設等における感染症対策の支援(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> 他の業務の効率化により、専門職を集中。 食中毒の積極的疫学調査の経験を有する職員などの活用 医師会等への外部委託
--	--

(5) 健康観察等

<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者や自宅療養患者の健康管理(技:○人、事:○人) 健康フォローアップ対象者の健康管理(技:○人、事:○人) 入院患者・宿泊療養者の病状把握(技:○人、事:○人) 宿泊療養者・自宅療養者の症状悪化時入院調整・移送(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> HER-SYS等の積極活用、研修済の事務職員での代替 医療機関・宿泊療養先からの報告体制の整備 移送事業者等への外部委託
---	--

(6) その他事務

<ul style="list-style-type: none"> 公表情報の整理、記者発表対応(技:○人、事:○人) 	<ul style="list-style-type: none"> 定期公表情報リスト等の作成
---	---